

様式第10（第48条関係）（平12総府令94・平19環省令11・一部改正、平30環省令8・旧様式第8線下・一部改正、令2環省令9・一部改正）

（表）

		第	号
身分証明書			
この証明書を携帯する者は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第50条に規定する権限を行う希少野生動植物種保存取締官である。			
写 真	官職及び氏名		
	生 年 月 日	年	月 日発行
		環 境 大 臣 印	

(裏)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第50条 環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第8条、第11条第1項若しくは第3項、第14条第1項若しくは第3項、第18条、第19条第1項、第35条、第40条第1項若しくは第2項又は第41条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境大臣の権限の一部を行う職員（次項において「希少野生動植物種保存取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 略

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。